

## 議事要旨(1) 退職給付（ステップ1）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、本日は、前回の企業会計基準委員会及びその後に行われた専門委員会における審議を踏まえて基準及び適用指針の文案を修正したことから、これらについて審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(1)-1、(1)-2及び(1)-3に基づき修正箇所を中心に文案の説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ 複数の委員及びオブザーバーより、年金資産の主な内訳に関する開示で、年金資産に対して、企業年金制度に設定した退職給付信託の割合が重要である場合には、その割合又は金額を付記する事務局案に賛成する旨の意見があった。さらに、その開示例を適用指針に記載することが望ましい旨の意見があり、事務局からは検討する旨の回答があった。
- ・ ある委員より、年金資産の主な内訳に関する開示例について、企業の実態を踏まえた方が望ましい旨の意見があった。また、あるオブザーバーより、適用指針第116項の「基金固有の」という表現について、より一般的な表現に置き換える方がわかりやすいとの意見があった。
- ・ ある委員より、数理計算上の差異に関するその他の包括利益の当期発生額の考え方について質問があり、事務局から、当期に発生した数理計算上の差異のうち、当期に費用処理されない部分、すなわち翌期以降に費用処理される部分がその他の包括利益の当期発生額になるものと考えられる旨の回答があった。

最後に、西川委員長より、次回以降の公表議決に向けて引き続き事務局で作業を進める旨が述べられた。

以 上